

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２０年５月８日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

御園宇複合商業施設

(2) 所在地

東広島市西条町大字御園宇６５０７番地外

２ 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更に係る者の名称	変 更 前	変 更 後
大和リース株式会社	代表取締役 梶 本 六 夫	代表取締役 森 田 俊 作

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更に係る者の氏名 又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社住田	賀茂郡黒瀬町大字檜原６５ ５番地１	東広島市黒瀬町檜原６５５ 番地１

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ブプレひまわ	代表取締役	福山市西新涯町二丁目１０番１１号

り	梶 原 秀 樹	
株式会社植田商店	代表取締役 植 田 賢 治	安芸郡海田町稲荷町 8 番 1 3 号
有限会社クレュー	代表取締役 尾 上 武 弘	呉市光町 8 番 9 号
クローバー食品株式会社	代表取締役 三 宅 敬 一	尾道市東尾道 6 番 1 0 号
株式会社マルカネ青果	代表取締役 兼 田 賢 二	呉市広本町三丁目 1 番 3 7 号
有限会社住田	代表取締役 住 田 友 慶	賀茂郡黒瀬町大字櫛原 6 5 5 番地 1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社プブレひまわり	代表取締役 梶 原 秀 樹	福山市西新涯町二丁目 1 0 番 1 1 号
有限会社住田	代表取締役 住 田 友 慶	東広島市黒瀬町櫛原 6 5 5 番地 1

3 変更年月日及び変更の理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
大和リース株式会社の代表者の氏名の変更	平成 2 0 年 4 月 1 日	代表者を変更したため
有限会社住田の住所の変更	平成 1 7 年 2 月 7 日	住所の表記の変更があったため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者	平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日	当該大規模小売店舗において小売業を行う者の変更があったため
有限会社住田の住所の変更	平成 1 7 年 2 月 7 日	住所の表記の変更があったため

4 届出年月日

平成 2 0 年 4 月 2 3 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成 2 0 年 5 月 8 日 (木) から平成 2 0 年 9 月 8 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

- (2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町 7 番 4 2 号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 0 年 9 月 8 日 (月)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課